

## 大仙市地域貢献活動に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市内に事業所を置く企業に対し、地域貢献活動への取組みを促すことを目的として、地域貢献活動の実績を持つ者の受注機会の確保を図るため、当該業者が実施した地域貢献活動の認定及び入札参加要件その他に適用することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 地域貢献活動とは、市内に事業所を置く企業が実施した地域の生活環境の向上、市民の安全・安心の確保その他に貢献することにより社会的評価を受けている自主的な活動のうち、次条に定める要件を満たすものをいう。

### (認定)

第3条 地域貢献活動として認定されるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 大仙市入札契約資格等審査実施要綱（以下「入札契約実施要綱」という。）第9条の規定による等級格付を有すること。

(2) 次のいずれかの地域貢献活動の実績を有すること。

- ア 清掃美化活動
- イ 除雪活動
- ウ 保全補修活動
- エ 業務支援活動
- オ 災害対応活動
- カ その他の活動

(3) 前号の活動について、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- ア 自主的な非営利の活動であること。
- イ 企業としての取組みであること。
- ウ 地域に貢献する活動であると認められること。
- エ 当該企業に所属する従業員の実働実績があり、活動内容が客観的に確認できること。

2 地域貢献活動として認定を受けようとする者（以下「申告者」という。）は、地域貢献活動実施申告書（様式第1号）及び地域貢献活動内容報告書（様式第2号）に活動内容が具体的に確認できる資料を添付し（以下「申告書等」という。）、市長に提出しなければならない。

3 申告者は、毎年4月1日を基準日に、基準日の前日から起算して過去一年間において実施した地域貢献活動（以下、「前年度活動」という）で別に定める定期受付期間内に

提出したものについては定期受付分として、また、基準日以降に実施した地域貢献活動は随時受付分として、それぞれ申告を行うことができる。ただし、随時受付分として申告した地域貢献活動は、次年度の定期受付時に再度申告することができないものとする。

- 4 前年度活動で定期受付期間以降に申告したものについては、基準日から1年以内に申告が行われたものに限り認めるものとする。その場合、次項で定める認定にあたっては、随時受付分と同様に取り扱うものとする。
- 5 市長は、申告を受けた活動について、入札契約実施要綱第2条に定める大仙市入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て適当と認められるものを地域貢献活動として認定する。
- 6 認定は、提出された申告書等をもとに地域貢献活動の種類及び地域ごとに行うものとし、過年度分も含め過去2年度分を累積するものとする。この場合において、認定日は別に定める。
- 7 定期受付分で認定を受けた地域貢献活動の認定の有効期間は、認定の日から2年間とする。
- 8 随時受付分で認定を受けた地域貢献活動の認定の有効期間は、認定の日を初日に、申告を行った年度の定期受付分の認定の日から起算して2年間が満了した日との間とする。
- 9 認定の結果は、大仙市ホームページに掲載することにより周知するものとする。

#### （認定ポイント）

- 第4条 認定を受けた地域貢献活動のうち有効なものについて、別表により地域貢献活動の種類及び過年度分の認定実績の有無ごとに認定ポイントを設定する。地域貢献活動の認定を受けた企業は、設定された認定ポイントを実施地域ごとに合計したものを持ち点とすることができる。
- 2 随時受付分として認定を受けた地域貢献活動への認定ポイントの設定は、当該年度の定期受付分の認定の日に認定を受けたものとみなして取り扱うものとする。

#### （認定の活用）

- 第5条 地域貢献活動の認定の有無及び認定ポイントの持ち点は、次に掲げる工事において活用できるものとする。
- (1) 次条において規定する地域貢献型工事における参加要件
  - (2) 総合評価落札方式を適用する工事における評価項目
  - (3) 市長が特に必要と認めた工事の要件

#### （地域貢献型工事の定義）

- 第6条 地域貢献型工事とは、次に掲げる選定基準をすべて満たす工事のうち、委員会が選定した工事をいう。
- (1) 地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと円滑かつ迅速な調整を行

う必要がある工事であること。

- (2) 災害復旧工事又は維持・修繕工事（軽易な側溝及び水路の改良工事を含む。）であること。
- (3) 特殊な技術（工法・資機材）を要しない予定価格250万円未満の工事であること。  
ただし、大仙市小規模修繕等契約希望者登録要綱第2条に定義する小規模修繕等に該当するものを除く。

（地域貢献型工事の発注）

第7条 地域貢献型工事の発注にあたっては、次に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 条件付き一般競争入札によること。
- (2) 大仙市条件付き一般競争入札実施要綱第4条第2項第7号に規定する地域貢献活動の認定の有無を入札参加要件とすること。
- (3) 建設工事下請負の適正化に関する要綱第3条第2項に規定する下請制限を条件として明示すること。

2 地域貢献型工事の発注にあたっては、当該工事の規模にかかわらず次に掲げる要件を追加する事ができる

- (1) 同一格付工種における複数等級
- (2) 認定された地域貢献活動の実施地域
- (3) 認定された地域貢献活動の種類
- (4) 認定された地域貢献活動の認定ポイントの持ち点

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度に認定した地域貢献活動は平成22年6月1日付で、平成23年度に認定した地域貢献活動は平成23年6月1日付でそれぞれ認定したものとみなす。

別表 認定ポイント配点表

区 分	地域貢献活動の内容	認定ポイント
(1) 認定日からの経過期間が認定日から起算して一年以下の地域貢献活動	清掃美化	1 件の認定につき 1.0 ポイント
	除 雪	
	保全補修	1 件の認定につき 1.5 ポイント
	業務支援	
災害対応 その 他 (インターンシップ受け入れなど)		
(2) 認定日からの経過期間が認定日から起算して一年超え二年以下の地域貢献活動	活動の種類は問わない	認定件数に関らず 認定実績の有る地域ごとに 一律 0.5 ポイント

様式第1号（第3条関連）

平成 年 月 日

大仙市長 様

企業名

代表者名

TEL

FAX

---

---

## 地域貢献活動実施申告書

このことについて、地域貢献活動に関する取扱要領第3条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

地域貢献活動 実施地域	活動実施件数							認定 ポイント 〔契約検査 課記入欄〕
	清掃 美化	除雪	保全 補修	業務 支援	災害 対応	その他	合計	
大曲								
神岡								
西仙北								
中仙								
協和								
南外								
仙北								
太田								

注 ) 活動実績毎に地域貢献活動内容報告書（様式第2号）を添付してください。

## 地域貢献活動内容報告書

企業名： \_\_\_\_\_

**【活動内容記載欄】**

地域貢献活動の種類	清掃美化・除雪・保全補修・業務支援・災害対応・その他
実施期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
実施地域	大曲・神岡・西仙北・中仙・協和・南外・仙北・太田
路線名・河川名・施設名	
活動内容 〔活動の内容を具体的に記入してください〕	
契約、注文に基づく対価の受領	あり <span style="margin-left: 100px;">なし</span>

**【地域貢献活動参加者名記載欄】**


**【地域貢献活動証明欄】**

上記申告内容に相違なく、当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことを証明します。	
証 明 者 （証明する方が自署してください。）	（役職名） （氏 名） <span style="float: right;">⑩</span> （電話番号）

- 注 1) 「地域貢献活動の種類」欄、「実施地域」欄及び「契約、注文等に基づく対価の受領」欄は、該当するものに○を付けてください。
- 2) 「地域貢献活動参加者名記載欄」の記載欄が不足した場合は別様にまとめてください（任意様式可）。
- 3) 活動内容が具体的に確認できる資料（広報誌、関係者からの証明書、写真等）を必ず添付してください。
- 4) 関係者からの証明を別途書面で得ることが困難な場合は、「地域貢献活動証明欄」を利用してください。ただし、証明者は公的委員、機関の長、その他の代表者に限ります。

契約検査課 記入欄	整理番号		認 定 日	平成 年 月 日
	認定ポイント <small>※現年度認定時</small>		有効期限	平成 年 月 日